#### 虐待防止に関する指針

### 1. 基本理念

障害(児)者・高齢者の尊厳を守るため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、特定非営利活動法人川崎市重度身体障害者の会の基本的な考え方としてこの指針を定め、従業者等が虐待について正しく理解し、虐待を未然に防ぐ方策等を共有する

### 2. 定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加えること、その他正当な理由(切迫的・非代替的・一時的の三状況下)なく身体を拘束すること。身体拘束に該当する具体的行為を以下に記述する

- ①徘徊しないように、車イスや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手 指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車イスや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11)自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する

### (2) 介護放棄

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の 生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

#### (3)心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### (4) 性的虐待

利用者にワイセツな行為をすること、又は利用者にワイセツな行為をさせること

#### (5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3. 利用者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

従業者は、利用者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- (2)提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み
- (3)管理・監督職と従業者が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み
- (4) 第三者委員などを導入することによる事業所運営の透明化に関する取り組み
- (5) 従業者のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- (6) 虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置、定期的に開催し、指針およびマニュアル等 の定期的な見直しと結果の周知

### 4. 虐待発生時の考え方

- (1) 虐待の発見及び通報
- ①従業者は利用者・利用者家族または従業者から虐待の通報があったときは、本指針に沿って対応しなければならない
- ②虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告すると共に、虐待防止責任者は虐待防止・身体拘束適正化委員会を開催し、関係機関に報告し速やかな解決につなげる ※報告、解決の手順は川崎市高齢虐待対応マニュアル・川崎市障害者虐待対応マニュアル・ル参照
- (2) 虐待に対する従業者の責務
- ①利用者の居宅等における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識 し、従業者は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない
- ②従業者は虐待を発見した際は、虐待防止担当者に通報しなければならない
- ③虐待防止担当者は事業所において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速 やかに虐待防止責任者へ報告する
- 5. 虐待防止責任者と担当者の責務
- (1) 虐待防止責任者(管理者)の責務
- ①虐待内容及び原因、解決策の検討
- ②虐待防止のための当事者等との話し合い
- ③虐待防止に関する一連の責任者
- (2) 虐待防止担当者(サービス提供責任者)の責務

- ①利用者等からの虐待通報受付
- ②従業者等からの虐待通報受付
- ③虐待内容、利用者の意向の確認と記録
- ④虐待内容の虐待防止責任者への報告

# 6. 当該指針の閲覧について

この指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示、及びホームページ上で公 表する

# 付則

令和3年8月16日より施行します